

八戸市協議会について

1 協議会の概要

「協議会」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 の規定により、地方公共団体に対し、設置が努力義務とされている法定機関である。

<障害者総合支援法第 89 条の 3 >

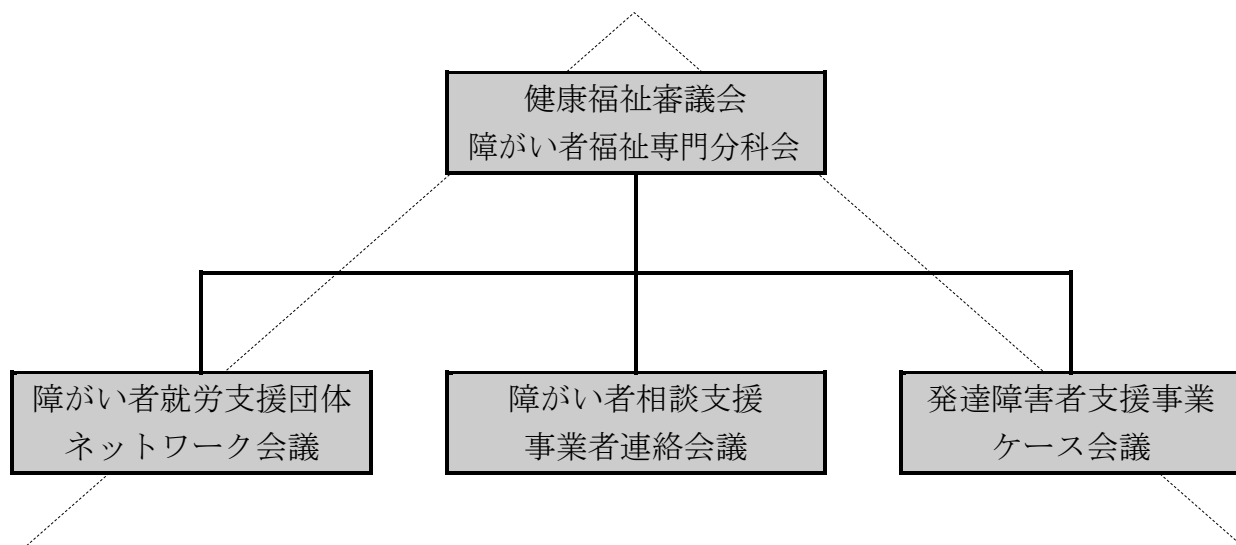
第 1 項 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

第 2 項 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会は、関係機関が集まり、障害者等に関する情報を交換し、地域の障害者等の支援体制を充実・強化していくための役割を担っており、情報機能（地域の現状や課題の情報共有等）、調整機能（地域の関係機関によるネットワーク構築等）、教育機能（構成員の資質向上の場として活用）等の機能を有するとされている。

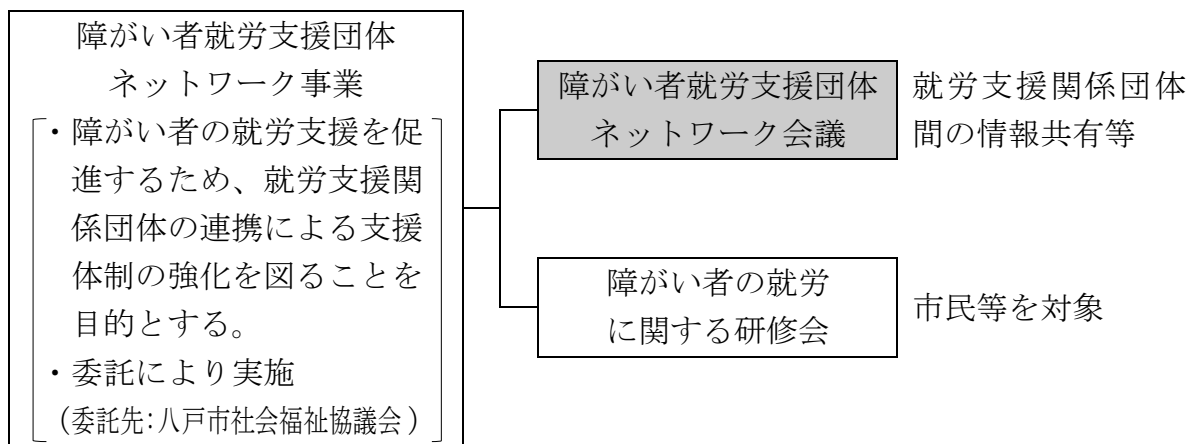
協議会の設置については、地域の実情に応じて、直営又は民間団体への運営の委託など効果的な方法により設置することができることとされ、また、専門部会の設置を検討することとされている。

当市では、平成 19 年度に協議会を設置し、現在の体制は、下図のとおり「障がい者福祉専門分科会」を最上位に位置付け、その下に専門部会として 3 つの会議を位置付けるピラミッド型となっている。（平成 25 年度第 1 回健康福祉審議会障がい福祉部会において了承済み）



〔 障がい者就労支援団体ネットワーク会議 〕

① 会議の目的



② 会議の構成

就労支援関係団体 (57 団体・事業所)	八戸公共職業安定所	
	特別支援学校	・八戸盲学校 ・八戸聾学校 ・八戸第一養護学校 ・八戸第二養護学校
	職親会	・八戸職親会 ・八戸地域障害者職親会
	障がい者支援団体	・八戸市障がい児・者支援連絡協議会
	障害者就業・生活支援センター	・障害者就業・生活支援センターみなと
	就労支援サービス事業所	・就労移行支援事業所 ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所
	青森県教育庁障害者就労促進センター八戸	
	市	・雇用支援対策課 ・障がい福祉課

事務局：八戸市社会福祉協議会及び障がい福祉課

③ 会議の開催状況（平成 28 年度 全 5 回）

	内容
第 1 回	<p>■日時：平成 28 年 5 月 12 日（木） 14 時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■全体会議：</p> <p>○平成 27 年度事業報告および平成 28 年度事業計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度までは会議の標題に「ネットワーク化会議」と化の字が入っていたが、平成 27 年度までにネットワークが構築されたことから、化の字を取る事となった。 ・今年度は各ワーキンググループごとの協議活動を中心に組み込んでいく。その他には各事業所の PR 活動のような形で情報共有を図っていく。 <p>■各ワーキンググループ（以下「WG」）の協議：</p> <p>（昨年度からテーマ継続）</p> <p>WG 1：法定雇用率が未達成の企業の理解促進</p> <p>WG 2：利用者支援のための就労支援サービス事業所の共通ツール</p> <p>WG 3：利用者（生徒）の就労アセスメントの実施体制</p> <p>WG 1：</p> <p>○法定雇用率を達成している企業の見学会を検討しているが、日程及び企業の選定をどうするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県の優良事業所見学会と合同で開催できないか。⇒問い合わせたが回答が無い。 ・見学会の日は繁忙期を避ける。 ・企業の選定は、何社か候補があるが、それぞれに開催受け入れの要件がある。 <p>WG 2：</p> <p>○事業所間で共通の理解を得るため、昨年度作成した八戸市版の就労アセスメントチェックリストについて、WG 員が実際に使用して意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用しやすいツールだと思った。 ・支援者の見立てと利用者の認識の差を考える機会にもなり、活用することは有効だと思う。 ・事業所で雇い入れる前にもこのような情報が欲しいと思っていた。（A 型スタッフより） <p>WG 3：</p> <p>○特別支援学校卒業後に就労継続支援 B 型の利用を希望する生徒について、在学中の就労移行支援を利用した就労アセスメントが実</p>

	<p>施できるよう、昨年度に引き続き就労アセスメントの実施スケジュールを協議し、スケジュールの変更とその実施について確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで実施していた卒業後の春休みに 2 週間ほどアセスメントを行う方法は、事業所として判断が難しいし、本人や家族にとっても負担が大きかった。 ・相談支援の立場からは、慣れない親御さんから直接依頼が来るときに何をしたいのかがわからない。「計画相談」という言葉をキーワードに伝えてもらえればと思う。 ・県のホームページに就労移行のデータがあるが、膨大であり、共通の様式があれば良い。
第 2 回	<p>■日時：平成 28 年 7 月 7 日（木）14 時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■全体会議：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の雇用状況について （八戸公共職業安定所） ○就労支援事業所における取組み事例の発表 （うみねこ幸房） ○八戸市障害者就労施設等からの物品等の調達方針について <p>■各WGの協議：</p> <p>WG 1：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見学会開催について、県の優良事業所見学会との合同開催については、「難しい」との返答があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労に関する研修会との抱き合わせはどうか。今年度は企業を対象にした内容である。研修会でA社の取り組みを紹介し、その中でA社の事業所見学会をPRできないか。 ・雇い入れを検討している会社にいかに周知するかがポイントである。 ・来年度以降予算がつけば、研修会のシンポジスト等の参加者に、各事業所の製品を持ち帰ってもらってはどうか。（PRのため） ・ハローワークの障害者就職面接会では、企業側も就職者も関係機関も全てが集まる。共催は可能か。前半のセミナー（障害者雇用促進セミナー）では、企業を対象に障害者の受け入れについて行う。WG 1 の趣旨と合致するため、セミナーの一部として開催するのはどうか。会場のブースで就労に関する研修会のチラシを配布してもらいたいのでは。 （上記については一度持ち帰り、検討することとなった。） <p>WG 2：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労アセスメントのためのチェックリストはほぼ完成したため、

	<p>今後について検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関にチェックリストとアンケートを添えて送付し、モニタリング調査を実施する。 ・今後、どのような共通ツールがあれば良いかを検討してく。困っていること、あると便利だと思うこと等を話し合う。 ・評価をするための同じ作業内容を施設共通でできないか。 <p>WG 3 :</p> <p>○周知した在学中の就労アセスメントの実施スケジュールの通り動き出し、第二養護学校でのサービス説明会が行われたが、その後夏休み期間の就労アセスメント希望申請が1件しかない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月7日現在から夏休みまでは期間がほとんど無い状況であるため、学校から保護者に連絡と説明をする必要がある。 ・就労移行支援事業所へは既に学校から何名かのアセスメントの日程について連絡が入っている。利用申請について早急に進める必要がある。 ・次年度は説明会の後に、利用申請を受けつけてはどうか。 ・就労アセスメントの結果については、WG 2で作成したチェックリストと市で準備した就労アセスメント結果票で提出してもらうことを試してみる。
<p>第3回</p>	<p>■日時：平成28年9月29日（木）14時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■全体会議：</p> <p>○就労支援事業所における取組み事例の発表 （ドッグガーデン茶居花）</p> <p>○主任職場定着支援担当者について（障害者就業・生活支援センターみなと）</p> <p>○【情報提供】第4回八戸市民の森音楽祭について</p> <p>■各WGの協議：</p> <p>WG 1 :</p> <p>○見学会について、予算面の確保は難しい。障がい者の就労に関する研修会と障害者就職面接会の抱き合わせも本年度は難しい。抱き合わせを含め、来年度を見据えてどのように開催するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これを受けて、1～2月に独自の見学会開催に向けて検討。社会福祉協議会の福祉バスを利用して、A社で15名ほどを受け入れる予定。 <p>WG 2 :</p> <p>○就労アセスメントのためのチェックリストのモニタリング調査の結果、出された意見について確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容が凝縮されて使いやすかった。 ・その他各項目について調整が必要。

	<p>○就労アセスメントのための共通の作業ツールについて、統一が可能か検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所で行っている作業を持ち寄って協議してはどうか。 <p>WG 3 :</p> <p>前回、サービスの利用申請がされていなかった方々について、学校、事業所の協力等により、手続きを進めることができ、夏休み期間中に就労アセスメントが行われた。実際に携わった事業所などに対してアンケートを実施し、意見を募集。その内容について協議した。</p> <p>○アンケート内容より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの面から夏休みに実施しても良かったのではないか。 ・事業所によって就労アセスメントへの対応に差があるように感じた。 ・B型に進む前提でアセスメントを受けている利用者がいるが、移行支援事業所側としては、B型利用を前提としたものではないと考えている。 ・就労アセスメントの内容が利用者の状態によって幅がある。(生活介護が適当と思われる人もいる。) <p>○アンケートを受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの内容に差があるが、それは就労アセスメントに対する事業所の理解に差があるためだと考えられる。 ・学校から保護者への周知する方法を検討し、理解の促進を図る。 ・市から事業所側への周知を改めて行い、就労アセスメントに関する理解を深めてもらう必要がある。 <p>○学校より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労アセスメントの結果から、進路の希望に変化があった生徒がいた。これはアセスメントの効果があったものと考えられる。
第4回	<p>■日時：平成28年10月27日（木）14時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■全体会議：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労支援事業所における取組み事例の発表（柿の木苑） ○就労支援事業所における取組み事例の発表（コスモス園友愛の会） ○障がい者の就労に関する研修会について

	<p>■各WGの協議：</p> <p>WG 1：見学会の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度のA社での見学会実施が決まった。 ・A社への依頼や周知は社会福祉協議会で担当する。 ・ハローワーク主催の障害者就職面接会の参加事業所にも案内する。 <p>WG 2：</p> <p>○就労移行チェックリストについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の方には使用できるか。比較的高い評価がされる場所があるという意見もある。ただし、このチェックリストはあくまで目安として考えていければ良い。 ・チェックリストの使用目的を改めて考えた。施設内での支援の目安になるので、今後就職先につなげられるようになればよい。 ・実際にこのチェックリストをたたき台にして今後も使用していきたい、改良点等について検討していきたい。 <p>○就労アセスメントのための共通の作業ツールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症判定キットのような、共通の作業ツールを作りたい。 ・地域障害者職業センターでは、適正検査キットのようなものがある。それらから選び出してたたき台にし、今後の会議で検討したい。 <p>WG 3：</p> <p>○就労アセスメントへの理解促進を図るにはどうすればよいかについて検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業者連絡会議にて、夏休み期間からの就労アセスメントの実施について報告する。 ・来年度の運用についても関係事業者へ通知を行い周知していき、理解を深めてもらう。浸透してきてほしい。 <p>○WG 2のチェックリストの使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストの対象が、就労寄りに作られているため、生活介護寄りの方が使用した場合に評価がしにくい。 ・今後も意見があれば、WG 2へ伝えていく。
第5回	<p>■日時：平成 29 年 2 月 16 日（木）14 時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■全体会議：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の就労に関する研修会の報告について ○【情報提供】八戸高等支援学校について

■各WGの協議：

WG 1：

- H29/1/17 実施のA社見学会についての感想
 - ・直接現場の担当の声が聞けて良かった。
 - ・もっとほかの企業も受け入れてもらえたらと希望を感じた。
- 来年度に向けて
 - ・企業の法定雇用率は2%に届いていないが、着実には増えている。
 - ・いろいろな会社を見る機会があれば良い。一般企業のほかに、福祉のA型事業所、またさまざまな業種で検討していきたい。

WG 2：

- 就労移行チェックリストについて
 - ・求職希望者にハローワークで添付してくれている。
 - ・内容についてはわかりやすさが一番なため、今後も検討していく。
- 就職者の出た事業所から、就職者への支援の方法等を報告
 - ・マンネリ化しないように合同説明会等に参加することで本人の意識が高くなっている。
 - ・本人の意識の高さが大きなステップにつながる。就職後も、たまに施設に電話をしてくれたりする。
- 共通の作業ツールについて
 - ・判別仕分けの作業について、経費をかけずに廃品を利用するなどしている。
- 今年度を振り返って
 - ・各支援場面（就労移行、A型、B型）で就労への意識付けを持ち、単なる作業にならないようにしていきたい。
 - ・当WGで共有できた意識を、事業所に持ち帰り、そこで共有することでより良い支援につなげたい。

WG 3：

- 今年度の振り返り
 - ・実績として、八戸第一養護学校では1名の生徒が在学中の就労アセスメントを実施し、八戸第二養護学校では、13名ほどの生徒が実施した。
 - ・就労アセスメントの結果を活かした進路指導ができていることが確認されており、進路指導の判断材料の1つとして有効だといえる。
 - ・就労アセスメントに関わった事業所が少ないこともあるが、周知不足が否めない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の理解不足もあることから、申請手続きの方法等、学校と市役所で工夫して対応していく必要がある。 ・来年度に向けて、今年度出た反省点を改善し、よりスムーズで効果の高い内容にしていければ。 <p>○来年度への改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の申請手続きの遅れについては、サービス説明会の会場で申請を受け付けるなど、工夫をする。また、利用者の親御さんたちには、学校から何度も確認と連絡をしていき、手続きを促す。 ・事業者向けには、再度今年度の結果報告を含めて、改めてWG3の取組みと就労アセスメントについて周知していくこととしたい。
--	---

(参考) 障がい者の就労に関する研修会

日	時	平成 28 年 11 月 26 日 (土) 13 : 30～15:30
場	所	八戸市総合福祉会館 2階 多目的ホール
内	容	<p>①障がい者雇用制度についての講義 講師：八戸公共職業安定所</p> <p>②シンポジウム「雇用を始めるためのヒント～企業の立場から～」 コーディネーター：八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 教授 関川 幸子 氏</p> <p>シンポジスト：障がい者雇用企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有限会社 工藤板金工業 専務取締役 市川 恵子 氏 工藤 麻紀子氏 ・株式会社 ハチカン 業務部労務課長 長根 浩 氏

〔 障がい者相談支援事業者連絡会議 〕

① 会議の目的

障がい者の相談支援についての情報共有やネットワーク構築、相談支援技術の向上等を目的とする。(直営により実施)

② 会議の構成

相談支援 事業所 (32 事業所)	特定相談支援 事業所	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス等利用計画の作成・モニタリングを行う。
	障害児相談 支援事業所	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行う。
	地域移行支援 事業所	施設や精神科病院に入所(院)している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行う。
	地域定着支援 事業所	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う。
	委託相談支援 事業所	障害者総合支援法に基づき市が実施する相談支援事業の委託事業所 (障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、賃貸住宅への入居支援、権利擁護のための必要な援助等を行う。)

事務局：委託相談支援事業所及び障がい福祉課

③ 会議の開催状況 (平成 28 年度 全 4 回)

	内容
第 1 回	<p>■日時：平成 28 年 7 月 29 日 14 時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■会議内容：</p> <p>○【活動紹介】「総合リハビリ美保野病院での就労支援の現状について」 (発表：総合リハビリ美保野病院リハビリテーション科 PT 宮本里美氏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 9 月に就労支援作業部会を発足、平成 28 年 1 月から就労支援を試行している。 ・現在まで 18 名の患者に就労支援を実施している。 ・内容は医療リハビリテーションの一環として行っており、1 日 4.5 時間働ける体力と集中力をつけることと、働く場でのコミュニケーション能力等を身につけるための支援を行っている。
第 2 回	<p>■日時：平成 28 年 10 月 26 日 (水) 14 時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■会議内容：</p> <p>○グループワーク「困難ケース対応について①」</p>

各事業所から困難と感じているケースの概要を提示してもらい、8名ずつのグループに分かれ、事例紹介と意見交換を行い、最後に感想等の発表を行った。

意見1 どのようなケースを困難と感じるか。

- ・本人だけでなく家族も障害受容できていないケースは困難。
- ・養育者（キーパーソン）の理解度に問題があり、当方の支援が伝わらない。
- ・本人主体ではあるが、キーパーソンとなる家族がどういう家族か（知的障害、高齢、理解力の低さ、社会性の有無）による関わり方の工夫が必要なケース
- ・本人の障がい特性や生活歴により支援が困難で受入れ先がない。
- ・本人の望みが大きく現実的でないことや、本人の思いでサービスを拒否するケース
- ・本人以外にも家族全員が支援を必要とするケース
- ・医療的ケアが必要なケース（可能施設が少ない）
- ・担当のヘルパーが気に入らず、頻繁に変えるため受入れ可能な事業所がないケース

意見2 感想・気づいたこと

- ・本人の自己決定支援がまだまだできていない。
- ・各事業所の困難事例が似通っていた。
- ・どこまで本人の思いと保護者の思いのギャップを埋めていけるのか、そのためにどのように連携を図っていく必要があるか考えさせられた。
- ・支援の仕方、関わり方など、サービス事業所・医療機関・相談支援者同士で情報共有しながら本人、家族にチームで関わっていくことの大切さを改めて感じた。
- ・対策、方針として保護者の有事等、何かが変化した時でないとき態を動かすのが難しいというケースが多い。その時にすぐに対応できるように情報共有や体験を進めるなどしておく必要がある。
- ・障がい特性により、サービスの幅が変わったり、障害種別によりサービスの受入れが変わってしまう。
- ・障がい福祉の枠を超えて、介護保険や行政との連携が必要である。
- ・困難ケースになると訪問や相談は増えるが、相談支援の収入が増えるわけではないため、支援員の人件費は他事業等で充当していく割合が高くなっていく。
- ・相談員として信頼関係を築く必要があるが、どこまで対応すべきか、家族の協力が少ない方について相談員はどこまで介入すればよいのか難しい。

第3回

■日時：平成28年11月21日（月）14時～

■場所：八戸市総合福祉会館

■会議内容：

○グループワーク「困難ケース対応について②」

第2回で検討された内容について、グループで1事例選び、課題やその対処法について検討し、発表が行われた。

1班：家族に知的障がいがある場合の支援

○困っていること

- ・本人の年金が家族の生活費になっている。
- ・母の理解力、家族への暴言
- ・本人のADLは自立しているが、母がすべてやる。
- ・母も知的・精神障害（手帳取得）、服薬あり（それによりやや落ち着いてきた）
- ・近所・親戚付き合いがない。
- ・母親が本人に対して自分の管理の下で見たいという気持ち強い。
- ・本人というよりは母親に対する支援

○対処法

- ・母親と関わる機関を増やす。
- ・本人の意思を表出できるように、様々なことをやらせてみる、デイケアとの連携
- ・社会交流を増やす。（どういう自分になりたいか）
- ・きっかけがあるときに変更をかけてみる。
- ・デイケアでも話せないことを相談支援事業所に話す。
- ・母親とのやりとりは文書にする。

2班：介護者の負担軽減、介護者自身に病気があるケースの支援

○困っていること

- ・兄嫁がひとりで母と本人の介護をしている。
- ・兄嫁自身も糖尿病を抱えており、いつ入院してもおかしくない状態。
- ・介護疲れからか、兄嫁の本人に対する言動も厳しくなってきた。感情に波がある。
- ・本人は母と一緒に暮らしたい、母も息子が心配であるため同じ施設に入所したいが、医療ケアが必要であることや、兄夫婦の意向、2人暮らしをすると衝突しあうことがある等の理由があり難しい。

○対処法

- ・母のケアマネとも連携をとる。
- ・兄嫁の言葉を相談支援専門員とケアマネと一緒に聞く。

- ・本人は知的障害者の入所施設の待機中。
- ・特養などの老人の施設へ母と本人ともに入所。
- ・すぐ会いやすい環境をつくる（障害者施設と老人の施設が併設されている等が望ましい）

3班：本人の介護者である父親が全盲のケースの支援

○困っていること

- ・全盲の父に福祉サービスについて説明することが困難（何度も説明しなければならない、時間がかかる、文書では説明できない）。
- ・父親が高齢で、今後どこまで関わっていけば良いのか。どこまで相談支援が介入できるのか。

○対処法

- ・できるだけ簡単な言葉で、専門用語を使わずに説明する。
- ・選択肢を絞った提案をする。
- ・説明に時間がかかることは上司に理解を求める。
- ・父親についているケアマネとの連携
- ・父親の亡き後のキーパーソンとなる叔母とも関わっておく。
- ・金銭管理の面では、本人が管理できるようにしたり、あっぷるハートの利用も検討する。

4班：制度の違いにより、本人と母親の希望通りの生活が困難となってきているケース

○困っていること

- ・キーパーソンである弟（離れて暮らしている）は、危機感がない。
- ・本人と母親（認知症）は一緒に生活することを望んでいるが、制度の違いから既存のサービスでは希望通りの暮らしの確保は困難。
- ・金銭管理（お金はあるため、気にせずに使ってしまう。）

○対処法

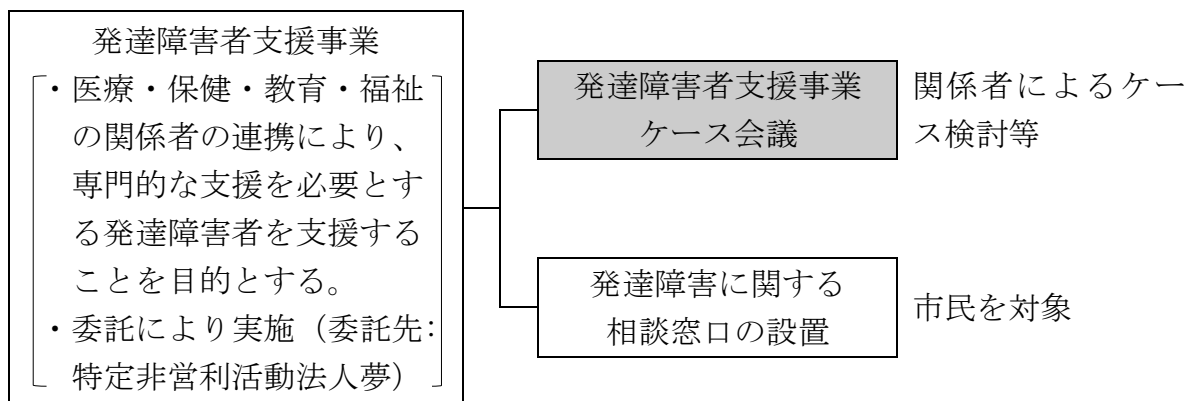
- ・弟に今後どうしていきたいかを確認し、本音を聞く。楽に話してもらえるような場を設ける。
- ・具体的にどのようなになったらどうするかを明確にする。（次の調整会議は本人を交えて行う）
- ・障害福祉サービスの限界の提示
- ・ケアマネとの連携
- ・あっぷるハートの利用検討、成年後見制度の利用検討

	<p>5班：アルコール依存症だが改善の予兆があるケース</p> <p>○困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A型事業所に通所しない。 ・連絡が取れない（電話が通じない、安否確認ができない）。 ・洗濯物やゴミがたまっており、アパートから追い出される（大家から1日おきに電話が来る）。 ・飲酒（飲み始めた理由は不明） <p>○対処法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒をやめさせる。 ・本人の同意を得てスペアキーを作る、定期的に訪問する。 ・ヘルパーを利用する。 ・浴槽にためていた洗濯物を相談員自身で片付けた。 ・家の向かいのコンビニに、本人に酒を売らないよう依頼した。 ・本人には酒を買わせないように、毎日相談員が本人宅に酒を届けた。
<p>第4回</p>	<p>■日時：平成29年2月14日（火）14時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■会議内容：</p> <p>○【活動紹介】「発達障害への理解と支援」</p> <p>（発表：青森県発達障害者支援センターDoorsセンター長 分枝 篤史 氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターとは、発達障害を有する障害児者及び家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行い、関係機関との連携により発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的としている。 ・役割は大きく分けて相談支援・発達支援・就労支援・普及啓発の4つである。 ・Doorsの職員配置は4人 ・開所した9月から12月までの相談件数は434件で、2月14日現在では約600件となっている。相談方法は電話が最も多くなっており、もともと発達障害で、社会生活や人間関係がうまくいかず精神疾患になったという人からの相談が多い。 ・発達障害のある方は、情報の理解や処理、コミュニケーション、社会性等様々なところに困難さがある。そのため、相談時には伝え方などで工夫が必要である。 ・インテーク時の本人や家族の主訴は、真のニーズとは限らない。整理し、主訴に寄り添いながら新しいニーズを見つけ、ニーズへの支援をしていくことが重要である。

〔発達障害者支援事業ケース会議〕

参考資料③

① 会議の目的



② 会議の構成

委員 (16名)	医療	・医師（小児科医）
	保健	・健康づくり推進課
	教育	・根岸小学校（特別支援学級） ・第三中学校（特別支援学級） ・八戸第二養護学校 ・八戸学院短期大学（幼児保育学科） ・八戸工業大学（臨床心理士） ・こども支援センター
	福祉	・障害者支援施設（妙光園） ・青森県発達障害者支援センターD o o r s（県南地域） ・特定（障害児）相談支援事業所（ホープフルのぎく園、 ポンテ） ・障がい福祉課

事務局：特定非営利活動法人夢及び障がい福祉課

③ 会議の開催状況（平成28年度 全3回）

	内容
第1回	<p>■日時：平成29年1月26日（木）15時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■会議内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本事業の説明 ○【情報提供】青森県発達障害者支援センターDoorsの活動について <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月に（社福）豊寿会が県の委託を受けて開設した発達

	<p>障害者支援センターである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域は、八戸市、十和田市、三沢市ほか13町村としている。 ・相談方法は電話、来所、訪問、メールとなっている。 ・相談内容は現在の生活に関することや家庭で家族ができることを知りたいというものが一番多い。 ・課題としては、成人期になってから気づく未診断の方の居場所や支援期間が少ないこと。相談に来る方自身が何に困っているかをうまく伝えられないこと。診断や関係機関につなごうとした際、家族に抵抗感があり、つなぐのに時間がかかることなどがある。 <p>○事例検討</p> <p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生 ・診断名：自閉症（内服薬有） ・相談者：本人、母 <p>相談内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院等でカウンセリングを行っていたが、福祉関係の事業所で同じようなものはあるか。 <p>意見・方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者のニーズに合わせ、福祉サービスだけでなく、インフォーマルな部分等、柔軟なサービスの検討が必要である。 ・早期に発達支援に関わることで、支援の幅が広がる。 ・自閉症児（者）親の会の活動の中で、勉強会や相談の場等があるため、家族支援につなげることができる。
第2回	<p>■日時：平成29年2月10日（金）15時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■会議内容：</p> <p>○事例検討</p> <p>対象者1：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・診断名：ADHD ・相談者：母 <p>相談内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診や小児科等から早期療育の説明を受けた。保育園へ通園しているが、どうすればよいか。 <p>意見・方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園を継続しながら、児童発達支援と保育所等訪問支援を利用するのはどうか。 ・サービスを利用しながら、医療機関と保育園と連携して支援を進めていく。

	<p>対象者 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 代後半 ・ 診断名 : 知的障がい、統合失調症 ・ 相談者 : 家族 <p>相談内容 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院が長引いており、退院させて入所施設を利用したいが、本人の状態もあり、どうしたらよいか。 <p>意見・方針 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後、利用事業所での集団生活等本人が行える状況かの見極めが必要になる。 ・ 退院後は、家族の負担が増すことが予想されるため、環境調整等を行い、退院に向ける必要がある。 <p>対象者 3 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生 ・ 診断名 : ADHD、知的障がい ・ 相談者 : 母 <p>相談内容 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の支援について、家族・学校の意見が違い、どうしていくべきか。 <p>意見・方針 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の意見を確認し、意思統一をはかり、支援体制を構築する。
第 3 回	<p>■日時：平成 29 年 3 月 2 日（木） 15 時～</p> <p>■場所：八戸市総合福祉会館</p> <p>■会議内容：</p> <p>○事例検討</p> <p>対象者 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生 ・ 診断名 : ADHD、広汎性発達障害 ・ 相談者 : 母 <p>相談内容 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後の自宅での生活や施設利用等をどのように組み立てるべきか。 <p>意見・方針 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用事業所での対応方法を統一する。事業所にも協力してもらい、問題行動への対応を行う。 ・ 環境調整を行い、家族の負担軽減を図る。問題行動出現時の対応を家族へ確認し、支援体制を整える。 <p>○その他情報提供</p> <p>平成 30 年度障害者総合支援法改正について、国からの通知内容を報告・確認。</p>

(参考) 発達障害に関する相談窓口の設置

実施期間	平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月 (計 16 日)
設置場所	こども支援センター内
配置職員	相談支援専門員 1 名 (Doors、 hopeful のぎく園、ポンテ)
相談者数	20 名
主な相談内容	・進路について ・障害福祉サービス (主に療育) の利用について